

第6回 国立市介護保険運営協議会

平成28年11月21日（月）

【林会長】

皆さん、こんばんは。それでは、第6回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

会議次第に沿って進めてまいります、（1）は議事録の承認についてであります。前回の議事録、何かお気づきの点はございましたでしょうか。

特になければ、承認ということでよろしいですか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

【林会長】

では、そのようにさせていただきます。

2番目は、第7期介護保険事業計画の策定についてであります。介護保険事業計画はその他の計画と相互に関連づいておりまして、その最上位の計画として、基本構想、基本計画がございます。今後、事業計画の策定に取り組むわけですが、事務局より基本構想、基本計画をはじめとして、その他の計画について、その内容を説明していただきます。

それでは、事務局、お願いします。

【事務局】

それでは、「介護保険事業計画にかかわる各計画の体系」という資料を作成して、皆様に配付させていただいております。資料No.17をごらんください。

まず、1ページ目が国立市で策定しておりますさまざまな計画、中でも最上位計画の基本構想・基本計画をはじめとしまして、福祉関連に関連づけられている計画を概念図として示させていただいております。

この最上位にあります第5期基本構想、第1次基本計画というのは、この後、2ページ目以降の資料で説明させていただきます。こちらは市のまちづくりに対する基本的な項目を決定していく構想、計画でございまして、その下に地域福祉計画という大きな四角が示されております。こちらは高齢だけではなくて、しょうがい部門であったり、健康増進、これは保健という意味ですが、市民の健康を保つ保健ということについての計画であるとか、さまざまな計画をトータルで調整していく地域福祉計画というものがございます。その計画にそれぞれ関連する形で、介護保険事業計画であり、高齢者保健福祉計画といったような計画が策定されているというところでございます。

その下に、関連計画の経過・期間との関係ということで、基本構想、基本計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、そして介護保険事業計画というのが上から書かれておるところでございますが、それは計画の策定期間がどれぐらいかというようなところで示されております。

一番下に示されている介護保険事業計画、これが今現在、介護保険運営協議会で策定と評価をさせていただいている介護保険事業にまつわる計画というところでございますが、これが今、平成28年でございますけれども、第6期介護保険事業計画、そして30年度からスタートする第7期介護保険事業計画とございまして、今回、29年度へ向かって第7期の事業計画の策定をスタートさせていくという予定になっております。

それでは、まず最上位計画でございまして基本構想・基本計画について、私のほうから2ページ目以降のA3の横長の資料でございましてけれども、こちらを使って説明させて

いただきます。まず資料のほうをごらんください。

基本構想と基本計画と書いてございまして、済みません、ほんとうにラフな形ではございますけれども、最上位の計画でございます基本構想というものがございます。これはまちづくりの「基本理念」を定めるというところ。それからまちづくりの「目標」を明らかにするというところ、そしてその目標を達成するための施策を明らかにするという、そういった内容になっております。

ここで掲げられておりますことが下敷きとなって、大きな基調となって、介護保険事業計画の目標も、この基本理念であるとか、目標に調和をとった形で策定していくというところになりますので、今回、皆様に、あらあらではございますけれども、説明させていただきたいと思っております。

まず、この基本構想の中で、1番のコンセプトとなります基本理念、こちらのほうは、基本構想の中で「人間を大切にする」というところが掲げられております。

そして、まちづくりの「目標」として掲げられておりますのが、「学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くになち」という、ちょっとスローガンのような形ですけれども、こちらが目標として掲げられておまして、この目標を達成するための施策というものが、この基本構想の中で9つの政策として掲げられております。

この施策につきましては、同じ資料No.17の4ページ目以降に基本施策の体系というものが示されておまして、4ページ目が政策の1から5、5ページ目が6から9というところで、9つの政策というのが掲げられております。

この政策といいますのが、政策の1が「人権・平和・男女共同参画」と書かれていたのですが、直接、我々の介護保険事業計画に関わってくるのが政策4「保健・福祉」というところになります。政策の4ですので、4ページ目に掲げられている保健・福祉、この保健・福祉という政策に、基本施策として4つの施策が掲げられているというところになります。

4つの施策はそれぞれ通し番号がついておりますので、基本施策9番というところで「健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化」、基本施策10番として「高齢者福祉の充実」となります。基本施策の11番として「しょうがいしゃの支援」、基本施策の12「支え合いの地域づくりと自立支援」、これはいずれも我々、福祉関連の部門ではかかわってるところが多いというところでありまして、中でも介護保険事業計画等に一番強くかかわっているものが「高齢者福祉の充実」となります。その他の「保健と医療の連携強化・健康づくりの推進」とかであったり、「支え合いの地域づくりと自立支援」というものも、当然、介護保険事業計画は地域包括ケアシステムの構築という観点で見れば、かかわってるところであります。まずは真ん中には「高齢者福祉の充実」ということになります。

この高齢者福祉の充実というのが、基本構想の中では「就業や高齢者による起業」であるとか、「社会参加の機会の拡大」であるとか、「元気な高齢者が課題の解決を通じて、地域を支える一員として活躍できる社会」であるとか、「要介護・要支援状態になることを未然に防止する取り組みを進める」であるとか、その下の中で、「住みなれた地域の中で、いつまでも安心して尊厳を持ち、自立した暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムを発展させていく」といったようなところがございます。

そして、こういった基本構想と基本計画というところでありまして、この基本構想をもとにして基本計画というものも策定してございます。より具体的なアクションについて計画していくというところで、こちらは基本構想よりも短い期間で、第1次、

第2次というふうに策定していく形でございますが、基本計画には「まちづくりの目標の実現」というところが一番の観点になっておりますので、その目標は基本構想と同じく「学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くにたち」というところを基本計画の中でも目標として掲げているところです。

この目標を実現するために、各事業の優先順位を見極めるための視点として、重点項目を3つ定めるというふうになっております。

その中で、掲げる3つの重点項目は、(1) (2) (3)と次の行で示されていますが、(1)次世代の育成、(2)安心・安全の確保、(3)国立ブランドの向上とあります。中でも、私どもの所管しております高齢者福祉の関連で、それが関連づけられているのは(2)安心・安全の確保というところが、一番重点項目の中で私どもの所管する事業とかかわってくるところでございます。

この「安心・安全の確保」につきましては、基本計画の中では「子どもから高齢者まで、全ての世代が心安らかに暮らし、まちでいきいきと活動できる、安心・安全のまちづくりの展開」というふうに掲げられております。

こういった安心・安全の確保という観点から事業を見ていくということで設定されているのですけれども、その中でも、「まちづくりの政策の推進」ということで、個別の行政分野ごとに、施策の目的及び体系や施策の展開方向、済みません、これは行政の用語で、なかなかなじみがないかと思うのですが、施策自体を実施していくに当たって、どういう形でやっていきたいのかというところを示すときに、展開方向という言葉が使われているのですけれども、展開方向などを掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針をなすということで、基本構想の9つの政策のうち、「政策4 保健・福祉」が高齢者政策を包含する大分類で、その中にございます「基本施策10 高齢者福祉の充実」というのが、高齢者の政策についての小分類という形になっております。

そして、この「基本施策10 高齢者福祉の充実」というのが4つの展開方向を持つということで、こうやっていきたいという展開方向が、1つの基本政策10の中に展開方向の1から4まで掲げられています。

展開方向の1番というのが、「介護予防と生きがい活動の推進」。そして展開方向の2番が「高齢者の支え合い体制の構築」。展開方向の3番が「きめ細やかな生活支援」、展開方向の4番が「高齢者の在宅療養生活の充実」というふうに掲げられておまして、こちらは地域包括ケアシステムの構築と密接に関連するキーワードが並んでいるというところは、何となく感じとっていただけるのではないかと思うのですけれども、地域包括ケア実現のための介護保険事業計画というところがございまして、こういった展開方向を高齢者福祉の充実という基本政策、基本施策に対して、こういった方向で福祉の充実というところを実現していきたいというところを掲げているところでございます。

こちらが上位計画ということになっているのですが、もう1度、先ほどの資料No.17の1ページ目に戻っていただいて、この最上位計画の下にある地域福祉計画、その関連づけられている個別の分野の計画の中で、介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画というそれぞれの計画がございまして、介護保険事業計画のほうは、皆様にご参加いただいている介護保険運営協議会でその事業計画の策定と評価を行っていただくというところでございますが、こちらは介護保険法という法律で規定されている市町村が策定しなければいけない介護保険にまつわる事業計画であると。

もう1つ、並べて書いてあります高齢者保健福祉計画、こちらのほうは老人福祉法という法律で規定されております。法律上は老人福祉計画というところがございますけれども、国立市では高齢者保健福祉計画というふうに呼称しております。この2つが高齢

者にまつわる各分野別の事業計画、あるいは政策を掲げている部分になるのですが、こちらが今現在、それぞれ別の所管課が担当して策定作業というものに取り組むというような体系になっております。

高齢者保健福祉計画につきましては、今現在、所管は福祉総務課というところで、福祉施策、そのための専門の委員会を設立して策定するというようなことを現状やっているとこのところでございます。

しかしながら、同じ資料の6ページ目、介護保険法という法律が出ていますけれども、介護保険法第117条、こちらが介護保険事業計画の根拠法令になっておりますが、これをずっと入っていきまして、その次のページの第6項のところに、「市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない」とあります。そして、第8項として、「市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の2第1項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって、要介護者等の保健、医療、福祉または居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない」というふうに記載されております。

さらに、7ページ目に、老人福祉法という法律も示させていただいております。こちらは先ほど言いました老人福祉計画の関連のところなんですけれども、第7項に「市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。」そして第8項として、「市町村老人福祉計画は社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって、老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない」というふうに、それぞれの法律で、一体のものとして作成されなければならないというふうに規定がございます。

今現在、先ほど申し上げましたとおり、これらの2つの計画はそれぞれ違う所管課がそれぞれ違う策定のための委員会、協議会を編成して策定をしていけるような状況でございますので、こちらにつきまして、事務局としては、一本化した形で策定について取り組んでいけないかというところで、事務的な準備を現在、進めているところでございます。

そういった形で見させていただきますと、実はこの福祉計画のほうですね、第4次高齢者福祉計画、第5次高齢者福祉計画というのが資料17の1ページ目の関連計画の経過・期間との関係という中で示されていると思うのですが、第4次高齢者保健福祉計画といえますのは、今年度まで、平成28年度いっぱいまでという計画期間で策定されておりました、実は前回、策定されたときに、皆様に1度、お配りしているかと思うんですが、こちらの緑の冊子、これが第5期介護保険事業計画が含まれている冊子なんですが、こちらの冊子の後ろ半分が、表紙にシールが張ってあるのですが、国立市高齢者保健福祉計画2011年度から2016年度と書いてある後ろ半分のほうに高齢者保健福祉計画が記載されております。

この高齢者保健福祉計画は、老人福祉法の定めるところによる計画というふうに、先ほど法律上の用語では説明させていただいたんですが、実のところは、介護保険事業がスタートする前から存在していた高齢者向けの福祉の計画で、高齢者福祉の実務を担当している我々の行っている事業の中では、介護保険の保険料が入らないような、税金のみで構成されているような福祉事業を主に位置づける事業計画となっております。

ですので、この緑の冊子の一番後ろのほうに、47ページから参考資料として「高齢

者福祉施策一覧」ということで、通常、介護保険特別会計に関連づけられないような、保険料が使われていないような事業が掲げられております。1番としては養護老人ホームへの入所であったり、高齢者入浴券支給事業であったり、寝具乾燥・消毒事業であったりといったような事業が掲げられておまして、高齢者食事サービスといったようなものも位置づけられているという内容になっております。こちらの保険料が使われていないような事業を位置づけているわけなんですけど、もともと介護保険法の中で、こういった一般施策と言われている、一般会計の保険料を使っていない事業についての福祉計画を一体のものとして作成されなければならないという法改正自体は、実はかなり前に、平成18年に行われていたところでございまして、ただ事業計画の策定に当たってのタイミングがうまく合っていなかったというところもあって、それぞれ別の所管が作成していきながら、実務として事務局の中に高齢者支援課と一緒に参加するであるとかといったような部分があって、相互の計画の方向性が違ってしまうようにということでも策定されてきたという経緯がございます。

また、介護保険事業計画を策定するに当たっても、地域包括ケアの観点というところから、高齢者の方の保険サービスでない部分で生活を支援するような部分というの、地域包括ケアシステムの中にはとても重要だということで、食事サービスのあり方であるとかといったような、一般会計からの事業についても、介護保険事業計画を策定するに当たって、介護保険運営協議会の中で議論していただいて、その事業のあり方についての検討を行ってきたといったような経緯がございます。完全に1つの事業計画のペーパーとしてつくっていたということではないんですが、相互に関連づいたそれぞれの間での事業のあり方についてのやりとりというのは、事務局を中心にしてやってきたといったような経過がございます。

先ほど事務局のほうで一体のものとしてやっていけるように、事務的な作業を進めていきたいというふうに申し上げたんですが、今後どういう形態を目指していくのかというところでは、他市の事業計画ではあるのですが、こんなふうな形でやっていけたらなというところで、資料No.18というのを用意させていただきました。

ちょっとこちらをごらんいただきたいんですが、これは他市の事業計画でございます。資料No.18、一番冒頭のところに高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画と書いてございます。計画の策定にあたってといったような目次もあるわけですが、ぱっとめくっていただいて、高齢者福祉・介護保険事業施策の総合的展開というところで、基本目標を具体化し、基本理念を実現するため、地域包括ケアシステムを構築する5つの要素を基本として施策を体系化するとともに、サービスの質の確保に関する施策を位置づけ、次の6つの施策により、総合的に展開していきますということが書いてありまして、健康づくり・介護予防、そして介護保険サービス、医療と介護の連携、日常生活支援の充実、安心できる住まいの確保、相談・支援体制の充実といったようなところを参考にさせていただいた市では位置づけるという形で計画の策定をしていると。

これはあくまで一例でございますので、実際にはどういった項目について、どう関連づけるのかですとか、基本的な計画自体が他市と国立市では違っているはずですので、そのところ、国立市に合った政策・施策のつくり方、そしてその方向性の捉え方とか、そういったところは今後、具体化していきたいというふうには考えているのですが、今現在はこういったような例がありますというところで示させていただいております。

そして、緑色の冊子のほうで、高齢者保健福祉計画というところは後ろ半分と言ったんですが、実際には半分よりはかなり少ない感じではございますけれども、介護保険事業計画自体が緑の冊子で82ページまでございますので、その次から福祉計画という形

で一般会計部分を中心とした計画が策定されているというところで、今後、この計画自体が一体化されることになれば、今までどういった計画がつけられていったのかというところの参考になるかと思っておりますので、この目次のあたりもちょっと見ていただければというふうに思います。

この中では、中核になる施策・政策については、5つが福祉計画の中で挙げられていまして、地域で支え合う仕組みをつくる、それから高齢者の生きがいつくりの応援、それから高齢者の健康づくり、そして日常生活の支援、そして安心して住み続けられる住まいの整備というふうにございますので、基本的には、いずれも当初の時点から地域包括ケアシステムを構築するに当たって課題とされていた部分が取り上げられていたことですので、実際に今後、第7期の介護保険事業計画を策定するに当たっては、地域包括ケア計画というような位置づけで考えていくときに決して違和感のある内容とはなっておりませんので、次の策定に当たって、この福祉計画自体が一体化するというところになれば、皆様にもこういった部分についてご検討いただくようになってくるかというところで、今回、上位計画の説明に始まって、この福祉計画というところも見ていただくということで、資料を用意させていただきました。

以上、雑駁ではございますけれども、事務局からの説明とさせていただきます。

【林会長】

ありがとうございました。

説明をいただきまして、きょう、その他というのはございますが、議題としてはこれだけですので、委員の皆さんから何か質問、ご意見等伺いたいと思っております。

先に何か疑問があるので、まずこれを聞きたいというのがありましたら。

木藤委員。

【木藤委員】

確認なんですけど、今後、一体的に計画としてつくってきたいということなんですけど、第4次高齢者保健福祉計画が28年度までということになってはいますけれども、29年度からが次の計画になるということなんです、第7期の介護保険事業計画と1年ずれているということで、実際に、この第5次高齢者福祉計画というのは今現在、策定していないという理解でよろしいんですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

おっしゃるとおり、第5次高齢者保健福祉計画自体は策定にはまだ入っていない形でございます、実はこの高齢者保健福祉計画、あるいは介護保険事業計画、協議体、あるいは策定委員会、どこでやっていただくのかは条例規定でございますので、実際に実務を移していくには条例の改正をしなければいけないんですが、その条例改正についての準備を進めているというのが事務局の実情でございます、今現在、第5次高齢者保健福祉計画については策定の実務というのは始まっておりません。

【林会長】

ということなんですけど、条例が12月議会に出るんですか。そうすると、どういう内容の条例でしょうか。

事務局、お願いします。

【事務局】

実際には、条例改正の議案というのは、日付としてはこれから出していくというところでございますので、あくまで現状は事務局の準備段階というところにはなるのですが、

条例を改正するに当たっては、福祉計画のほうの策定委員会条例と、それから介護保険運営協議会が規定されている介護保険条例、この2つの条例の改正が必要になっておりますので、その条例を改正して、今現在は介護保険事業計画を策定するために介護保険運営協議会を設置するというふうにあります表記を、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画を策定、評価するために、介護保険運営協議会を設置するといったような文言に直していく必要が出てくる。

従来、高齢者保健福祉計画を策定するとあった福祉施策策定委員会、こちらの条例につきまして、高齢者保健福祉計画という計画の、策定項目にあがっているこの計画名を取り除いていくというような形になります。

実際には、こちらの資料No.17の1ページ目にあります高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画と左端に書いてありますけれども、それ以外にも、しょうがい者関連の計画であるとか、あるいは健康増進計画というような保健センターが所管している計画とか、さまざまな計画がございますので、そのための形での福祉関連の計画の策定についての条例整備を行っていくというようなことになろうかということで、今現在、準備をしているところでございます。

【林会長】

ありがとうございます。私たち介護保険運協としては、来年、平成29年、2017年で第6期が終わりますので、介護保険は1期3年ということで、これは変えようがないわけですね。

【事務局】

そうです。

【林会長】

ですから、来年度は第7期の事業計画の策定に取り組むということが一番大きな仕事になると思うんですが、ですから、来年の私たちの作業というのは、第5次高齢者保健福祉計画を策定するというのを、ここで一緒に一体化してやるという理解でよろしいんでしょうか。

【新田委員】

第6期ですよ、先生。第7期じゃなくて。

【林会長】

そうですね、来年まで第6期で、第7期策定作業をするということですね。

【事務局】

実際の計画を策定するに当たって、おそらく一体化した形で、全部まとめたペーパーになれば一番いいかとは思っておりますが、ちょっとそここのところのルールづけの整備等は、介護保険運営協議会以外にもございます在宅療養推進連絡協議会であるとか、生活支援体制整備等研究会、こういったほかの高齢者福祉に関連する会議体との関係性も含めて、まずは条例改正を行って、こちらの福祉計画についての所管を、高齢者支援課所管で介護保険運営協議会に持ってきたあとで、具体的にどのような形の事業計画が一番いいかというところを事務局としても鋭意検討して、一番いい形の事業計画にしていきたいと。1つの計画書という形にできれば一番理想でございますし、従来型の2つの事業計画を相反しないような形でつくって、2つ並べるのかというところは、また工夫ができたらというふう考えております。

【林会長】

ありがとうございます。そうですね、この資料No.17の1ページには書かれていないけれども、地域包括ケアシステムの構築ということで、重要な会議体がほかにもござい

ますから、それらとの関連も見ながらということですね。

ありがとうございます。

【山路委員】

方向性については、それで結構だというか、私自身も一般高齢者施策、一般高齢者施策というのはここで言う高齢者保健福祉計画、一般財源から老人福祉法に基づいてつくってきた計画と、介護保険自体が非常にカバーするテリトリーが広がってきて、財源も介護保険のほうで飛躍的に増えてきているわけですから、一緒にすべきだということをお願いしてきて、一緒にする方向になったというのは非常に結構なんですけど、ちょっと遅過ぎたと思います。

ほかの多摩地区の自治体、私の知る限り、多くの自治体は既に一般高齢者施策と介護保険事業計画と一緒にしている計画づくりにもう入っているものですから。ただ、今さら言ってもしょうがないですから、一本化するというのはもちろん賛成です。

ただ、高齢者保健福祉計画という名前はもはやつける必要はないのではないかと。介護保険事業計画自体も、地域包括ケアシステム自体が介護保険の枠を超えた一般高齢者施策も含めて、地域住民を含めた、住民の支え合いも含めたインフォーマルサポートも取り込んでいくということですから、私のかかわっている小平も東村山も地域包括推進協議会という名前に変えているんですね。

こういう第7期の介護保険事業計画を高齢者保健福祉計画と同列に名前をつける必要はなくて、もはや地域包括ケア推進協議会のような名前にして、地域包括ケア構築の事業計画というふうになんか名前をもうすっきり一本化したほうがすっきりするのではないかと思います。その点をどうされるのか。

それから、第4次まで来て、第5次の高齢者保健福祉計画は少なくとも、今、そういう条例が出されるとしたら、2017年の高齢者保健福祉計画は空白になっちゃうんですが、それはそれでいいのかという、その点も教えてください。

【林会長】

では、ちょっと事務局の前に新田委員。

【新田委員】

今、山路委員が言われたのは、まさしくそのとおりであったんですが、やっぱり国立独自の問題が私にはあったと思います。それで、この年度が微妙に違っているんで、第4次地域福祉計画等を含めて、もちろん委員会もあったわけだし等も含めて、第4次高齢者保健福祉計画というのが、いわば介護保険事業計画の中でいろいろ考えられながら、そこも含めてこの委員会でやったという、今のメンバーのその前の中で、さまざまな事業を検討したという記憶があります。

その1つがやっとならここでもとると。それで、もう1つ、そこであるのは、今、地域包括ケアというようなものは、これはこの最初の矛盾点で、もちろんそうあるべきだというふうには一方で思っておりますが、これもやっぱり各町の段階があつて、小平はどうかは知らないんだけど、国立は一步一步やっぱり進むことが必要で、例えば本来の地域包括というのは、子どもも含めて、障害も含めて入ってくるのが現在のオーソドックスな考え方でございますけれども、それを一步一步進めるための第一歩として、今回の計画があるんだというふうに思っておりますから、言われることはそのとおりで、そこでやっぱり事務局が答えるのは厳しいなと思っておりましたので、私から少し言わせていただきました。

【林会長】

ありがとうございます。

では、山路委員と新田副会長のご発言を含めて、事務局のほうから、いかがでしょうか。

事務局、お願いします。

【事務局】

先ほど少し申し上げたんですけれども、一体のものとして作成するという法改正自体が、かなり昔に行われていたというところで、それに対応できていなかったところは、まことに申しわけございませんでしたとしか申し上げられなくて、歯がゆいところではございます。

地域包括ケア協議会といったような名称変更ですね、これは最初に福祉計画を介護の事業計画と一本化するという話を出したときに、内部で当然、介護保険事業計画以外にも所管していただくのであれば、地域包括ケア協議会といったような名称への変更が自然なのではないかというところは取り上げられておりまして、そういった案も出ていたところではございますけれども、実は在宅療養推進連絡協議会であるとか、あるいは生活支援体制整備の研究会、その他の高齢者施策に関する会議体がどのような形で介護保険運営協議会であったり、あるいは他の会議体同士の間で関係性があるのかというところですね。地域包括ケア会議で取り上げられた問題点を、生活支援体制整備研究会、通常、国で言うと協議体なんですけれども、そういった協議体で取り上げるとかといったような考え方とかは、いろいろ国から示されていたり、こういうふうに関連したらいいんだらうというのは事務局でも考えているんですが、実際のところ、ルールブック上、各種の会議体の中で、どのような形で連携をするかといったような規定がまだなされておらず、それぞれ別々な会議体として存在するだけというような形になっております。介護保険運営協議会が中心の軸になってくるといふふうに事務局では考えているんですが、他の会議体との間での連携性とか、方向性がずれてしまわないようにするための知恵としてのルールづくり、そこのところの整備をこの12月のこの時期に、事業計画の策定のスタートがもうじきですので、そこまでに全部を整えることがちょっとできなかったというところで、この介護保険運協の名称変更までは今のところあげないで、他の会議体との関係性であるとか、あるいは調和を保つためのルールづけを行った上で、地域包括ケア推進協議会なのか、その会議体なのかといったような名称の変更も含めて、トータルとしての高齢者を支援していくための組織体というところを考えていきたいというふうにご検討いただき、今回のところでは、現状、名称変更等はやらないという形に整理をつけさせていただきました。

あと、第4次高齢者保健福祉計画が28年度までということですので、次の第7期介護保険事業計画と1年間ずれが生じるというところで、事務的な考え方としては、第4次の計画を1年、計画期間を延長するような形で、ここの空白部分を埋められないかというところで調整を……。

ぎりぎりのところで、通常の福祉計画であれば、29年度中に完成すれば、それでオーケーというところなんです、7期の事業計画のスタートが30年4月1日からというふうになりますので、そこのところをうまく事務的に落とせないかどうかは、事務局のほうで工夫させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【林会長】

よろしいでしょうか。ほかに。

それでは、順番に、きょうの議題はこれだけですので、皆さんからご発言いただくかと思うんですが、山路委員の次に座っていらっしゃる林委員から、ぐるっとお願いい

たします。

【林（瑞）委員】

今、話があった保健福祉事業計画のところで、確かに介護保険も3年ごとにかなり目まぐるしく変わっている状況で、財源等の問題もある中では、やはりセットになって考えていかなきゃいけないと思いますし、早い時期にというところであれば、第4次の保健福祉計画を1年間研究した中で、来年度、保健福祉計画と介護保険事業計画をセットで考えるというのが一番わかりやすいかなというふうに思いました。

【林会長】

ありがとうございました。

内藤委員、お願いします。

【内藤委員】

これは、この介護保険事業計画にかかわらないというか、この中のお話でいいんですよね。別に何かということではないんですよね。

【林会長】

はい、そうです。今、事務局からご説明のあったところ全部で。

【内藤委員】

私は国立に住んで、まだ15年ぐらいなんですけれども、よくいろいろなときに国立らしさとか、よく聞くんですけれども、あまりこの国立らしさというのがよくわからなくて、この基本構想、基本計画のところにも、「国立ブランドの向上」と書いてあるんですけれども、なかなかここら辺が、らしさって何だろうというのがわからないので、知りたいなとは思っております。

【林会長】

これはちょっと事務局に聞いてみましょうか。事務局、いかがですか。

【事務局】

私も国立らしさというところで、まず国立市自体が文教都市というところを標榜しているというところ、あと国立ブランドの向上というところでは、こういった基本計画等の中では、みどりあふれる景観や自然が豊かでありながら、個性的な店舗がある。まち全体に文化・芸術の気風があるといったような、国立と言うと、国立駅を中心とした大正時代に開発されてでき上がった街区と、それから旧甲州街道沿いに江戸時代、あるいはそれ以前からの谷保天満宮とかもございまして、そういった昔からある農地もかなり多く残っているような南部地区といったような、それぞれのいいところがあるというふうに私のほうでは感じているのですが、やはり文教都市という名称、そして一橋大学を中心として学校がかなりたくさんあって、国立での教育を期待して転入していらっしゃる方なんかもいらっしゃるというふうに聞いておりますので、そういった他市と違う独自性というところが、国立らしさのうちの1つではないかなというふうに、個人的にあまり広くなくて申しわけないんですが。

【新田委員】

説明に全然なっていないので、答えると、私、20分ぐらい話しますけれども、もちろん上っ面の話はそうだけれども、本来の国立というのは、もっと深い深い人の支えという、そういった基本的なところがそれぞれのまちにあって、おそらく15年で内藤委員は一軒家ですか、マンションですか。

【内藤委員】

マンションです。

【新田委員】

マンションですね。マンションにいと見えない世界というのがあるんですね、実を言うと。実は一軒家にいるのとマンションにいと大分住まい方で違ってくる。一軒家の人は一軒家で非常に文化を抱えていて、それぞれの支えをしているまちもあれば、そういったような集合体が、その中に文化も含めて歴史もあってという、国立らしさというのものはものすごくあるんですね。

そのブランドというのは、ここで雑駁に書いてあるけれども、ほんとうに20分以上語ろうと思えば語れるというブランドがあると思ってください。むしろわからないというよりは、誇りを持って、僕から言うと、調べてほしいんです。国立のブランドは自分でこうだというふうに、15年住むのなら、市民の誇りを持って調べていただきたいなと私は期待するんですけれども。国立って何という、そうじゃなくて、これから内藤委員も年をとってここで最後まで暮らせるのであれば、そういうまちをということで、私たちはそうやってつくってきて、そういう世界をつくりたいと思っていますので、それを存続し、さらにこういう高齢社会に適応したまちですよね。それはもちろん障害者も生きて、子どもも生きて、人が生きるまちですから。外面の文化じゃないんですね。

ということで、今、事務局は外面の文化の話をしたので、一橋はたまたまあるだけであって、一橋が何かつくっているわけじゃない。そういう話なんですね、それは。

ということで、あまり答えはないんですけれども。

【内藤委員】

今のイメージが先行しないということで、よくわかりました。

【新田委員】

そういうことですね。

【林会長】

田村委員、お願いします。

【田村委員】

今の続きのお話ですけれども、私は国立周辺をうろろしなはずと育ってきたんですけれども、同じく、まだここで生活を初めて18年ぐらいですけれども、国立のまちはみんなが素敵よねと言いますけれども、私はどこが素敵なのといつも返しています。

というのは、これはまた話すと、私は1時間以上になっちゃうかもしれないので、やめておきますけれども、国立のまちのよさというのは、やっぱり人口が少ない、狭い、その一言に尽きるんじゃないかなというふうに思います。

そのために、結構、いろいろな方たちとの出会いが意外と深くなっていくというような部分では、非常におもしろいまちだなというふうには思うんですけれども、でも、やはり歴史を持っている谷保の村と新しい新興のこちらの大学通りを中心としたまちという部分の文化の違いというものは、お互い認め合っていくことが必要だし、それが国立ブランドをまた向上させていくんじゃないかなというふうに私は思います。

きょうのこのお話の中で1つ、私、市民として初めてこういうお話に参加させていただいているわけですけれども、会議体の話が入ってきましたが、実際にどのような会議体が幾つあって、それが今ばらばらの状態だというようなお話をちょっと聞いて、それがすごく私にとっては不思議なんですね。一般の市民感覚からいきますと。

私たちはよく連携とかいろいろな話をしながら地域の中でいろいろな活動をしてきましたけれども、行政というのは象徴されるように豊洲の事件なんかもありますけれども、ほんとうに縦割り行政の中で、会議体そのものも縦割りになっているということに、私ははっきり言って驚いています。これからばらばら状態を一体化していくということで、そのためにも条例が必要だというようなところにも、ちょっとおもしろい世界だなとい

うふうに、これは率直な市民感覚の言葉です。

そういった意味では、早く一体化というか、お互いに情報の共有をしながら検討していくようなルールなんか要らないと思うんですね。お互い必要だったら、その場でやればいいことなんだし、ルールづくりもあまりかちかちしたものじゃなくて、大まかに柔軟性のあるルールにつくっていったほうがいいんじゃないかなというような気がいたします。

それと、もう1つ、他市の事例をここで提出されましたけれども、私、これはどういう意図があってここに出されたのか、もう1回、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。じゃあ、事務局から答えられる点について。

【事務局】

計画作成についての縦割りということで、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

高齢者保健福祉計画自体が、ほかの課で所管していた介護保険がなかった時代からの計画だったというのがまず1つあるかと思うんですが、実はこちらは計画の策定期間がおおむね5年から6年という長い期間にわたっておりますので、実は策定委員会が招集されるのが、前はたしか平成22年度に招集されておりました、今回、これから28年度で招集するという事なので、かなり空白期間が長いやり方をとっております。

介護保険事業計画自体は、保険料の算定という、数字、あるいは保険料自体の決定というところがございまして、法律上、3年に1回は保険料見直しをかけるために、事業内容を再検討して、保険料の設定をしていくといったような任務を背負ってスタートしておりますので、こちらのほうが3年間という短い期間で事業計画自体を次々と評価・策定していております、なおかつその評価に当たっても、ほぼ毎年、毎年、10回程程度の開催を行って、事業計画を評価し、策定していくといったようなところをやっておりましたので、こちらの福祉計画となかなか一緒になることがなかったと。

福祉計画のほうが5年に1回とか、6年に1回の開催でしたので、そういったところで縦割りになってしまっていたというところがありますので、その分、こちら側に持ってきて、条例で定めるというふうになってしまっておりますので、そのところは、まことに申しわけないんですが、役人とその議会の世界になってきてしまうというところでございます。

先ほど言った、ほかの高齢者福祉関連の会議体がばらばらになっているというふうな形でご意見をいただいたんですけども、ルール上は相互にどういうふうに関連づけるとかというルールはないんですが、これが今現在、高齢者施策に関連する会議体、生活支援体制整備であるとか、在宅療養の推進の協議会であるとか、こちらはかなり多くの参加されている委員さん方が、介護保険運営協議会とも共通の方が出ていらっしゃるところで、今現在は有機的につながりを持って、議題を考えて、議論して、内容を決定していくということができております。

ただ、これがルール上は細かく書いていないというところがありまして、今後のことを考えれば、相互に連携する部分で、何かうまいやり方があるのではないかと。例えば委員さんを共通化して、介護保険運営協議会から出してもらうというような位置づけにするとか、そういったやり方があるんじゃないかというところで、多分、会議体のルールについて見直しをかけていきたい。そして介護運営協議会とセットで再編するような形でルールの整理を行っていきたいというところでございます。

他市の事例というところでございまして、意図としては、どういう形で事業計画をつくっていくのかというのが、長く介護保険の事業計画策定に当たっていただいていた委員さんの中には、総合的な福祉計画の中での介護保険事業計画という考え方に、あまり親しんでいないかなというところがありまして、従来、介護保険事業計画では高齢者人口であるとか、あるいは要介護認定を受ける方であるとか、そういった統計的な推計値の中から介護保険の必要量をはかって保険料を決定していくという、一連の基本の保険事業についての部分というところがありまして、そのほかに地域包括ケアシステムという、今、大きな課題が出てまいりましたので、他の部分、生活についての援助であるとか、保険事業だけでない部分についても議論していくというところになっているところでございませけれども、計画の位置づけや目的を考えていくときに、全体としての基本構想や基本計画といったようなものというのが、ともすると議論の中ではあまり意識できないような形になってきてしまうおそれもあるところから、一度、基本に立ち返って、他市の例ではあるのですけれども、介護保険事業計画自体が福祉計画全体の中でどんな位置づけにあるかというところを示しているような他市の例を出させていただいたところで、この資料No.18の説明の際に、私、申し上げましたが、国立市は国立市の基本的な計画もございませし、国立市に合った計画づくりというのは当然ございませるので、あくまで一例として皆様に見ていただいたというところで、その他の意味合いといったところはございませないので、あしからずご了承くださいませ。

【林会長】

高瀬委員、いかがでしょうか。

【高瀬委員】

この計画というか、説明を伺っていきまして、先ほどお話があった地域包括ケアシステムと申しますか、地域包括ケアの運営協議体みたいなものの趨勢が結構あるというふうなお話を伺ったときに、ちょっとひとりごちたところはあるんですが、やはり基本的にこの計画推進の例えば機関の差異ですとか、あるいは高齢者福祉と介護保険事業関連の法律上のハードルですとか、そういったものがお話を伺っているとかが見えますんですが、私も非常に素人考えに近いんですけれども、地域包括ケアというものを機軸に置いて高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画が一体化されていくのがよろしいのではないかなというのが、今、お話を伺っていて強く感じたところではあります。

もちろん今、いろいろとご質問があった中で、さまざまな会議体が存在をして、それらが有機的にどのように今後、結びついていくのかというところが、多分、ご担当の方、相当ご苦勞はされると思うんですが、ただ、でき得れば、私どものこの運協がほかの会議体の方たちとの意思の交流を図りながら、さまざまな情報を私どももいただければ、またそれが貴重な判断材料になっていくのではないかなというふうには思いました。ありがとうございます。

【林会長】

ありがとうございます。関戸委員。

【関戸委員】

基本計画に載っているすべてが、言葉そのものとして美しいもので、すべて実現しなくちゃいけないというふうに思います。

ただ、具体的にこれを実行するということが最も大事なことと思うんです。その実行する中で、一番上のまちづくりの目標の中で、学び挑戦し続けるという点ですね。それから就業や高齢者による起業、社会参加の機会の拡大を図る、この辺は一回リタイアしたと思われる高齢者の人が、再び社会活動に参加していくということなんで、これはぜ

ひ実行していくべきだと思うんです。

上の学び続けるという意味で、公民館なんかで行っている老人クラブとか、老荘大学とか、そんな形でやっていると思うので、そういう点で、ここはそういうことを拡張するというでいいと思いますが、一番これまでも実現していないのではないのかなと思うのは、この就業とか起業ということだと思うんです。これは確かに生きがいを持っていくためには、具体的な仕事につくということはとてもいいことなので、これは具体化させたほうがよいのではないかと思います。具体的に、どういう仕事だと高齢者の方でも仕事ができるのかということ、よく検討して実現して行ってほしいなというふうに思います。

あと、要介護・要支援状態になることを未然に防止するというのは、これはもう要支援とかなった人について、そうならないようにということになるのかなということで、これはもちろんそうならない人も含めて、これはどんどん悪くならないように防止していくということなので、これも当然やっていただきたい。

それから、最終的には、やっぱり在宅介護というのが一番望ましいんですけども、これは実際にお金がかかることであり、また一番大変なことかなと思います。ほんとうにお金がない状態で実現しようとする、もっとあるべきなんだけれども、難しい問題かなというふうに思っております。そういうことで、この協議会で具体的にこういうそれぞれの目的について活動を計画し、またそれを実行に移すようにしていくべきかなというふうに思っております。

以上です。

【林会長】

新田委員。

【新田委員】

今の話は本質なんです、この協議会の。私、この事務局の出し方が下手だと思うんです。ここの場でもう絵柄を書いて、ここの構想をずっとこの場で使ってきたわけです。それがほとんど理解されていなかったんだというようなご意見だなというふうに私は思っております。

ここの基本構想・基本計画の中の、何となくここに書いてある。そうすると、何か新しいものがどこかにあるような感じがするんですけども、実はこの協議会がやってきたことは、今、言われたことで、就労等の問題、シニアカレッジ等の話も随分しましたし、そこからNPOでつくっていただいて就労をやっていただくと。今、それが始まっておりますよね。

もちろん在宅の限界点も今探っているところだし、いろいろありますね。そんなことをずっとやる話でございまして、ちょっと事務局の絵柄も含めて出し方で、もう少しわかりやすく出していただければよかったかなと。ちょっと反省も含めてですね、思っています。

だから、今の話が本質でございまして、徹底して、その周辺構想が、いわば先ほどの高齢者保健福祉計画でございまして、それと合わせたものをつくり上げるという話じゃないですかね。

【林会長】

ありがとうございます。

杉山委員、お願いします。

【杉山委員】

今年度から参加させていただいていまして、なかなか参加しながらも難しいなと思

ながら、勉強しながら今の段階に来させていただいているんですけども、私も国立の住民になって30年です。先ほどの内藤委員のお話とか田村委員のお話のように、次の世代が世帯を持ちというふうな形の人たちが多くなってきているんですけども、やはり国立に戻る人たちが多いという形で、住みやすいまちなんだと思うんです、国立というのは。

どう住みやすいのか、私も具体的に話ができないんですけども、やはり私の子どもも、できれば国立に戻ってもらいたいなというふうに思い、私もいずれは介護保険のお世話になる年代にだんだんくなってきて、まちづくりの目標なんかを見ていると、安心して暮らせるのかなというふうに思えるのですけれども、新田先生には、実は子どもが小さいころに、初めて国立に引っ越してきて、野球をやっていた、野球は日曜日なんですけれども、日曜日にけがをしまして、新田先生にお世話になった、内科の先生以外のお世話になったのが新田先生だったんです。そんなご縁で、またこういうところかどうか、私もヘルパーステーションの責任者をやっていたけれども、ほかでもお会いすることがあったんですけども、そういうふうに、すぐに日曜日でも対応していただけるこの国立のまちがとても好きだなと思うのですけれども、ほんとうに安心・安全、次の世代を育成できるというまちであってほしいなと思います。

【林会長】

ありがとうございます。

木藤委員、お願いします。

【木藤委員】

計画自体を一体化していくというのは、流れの中で当然だと思いますし、一般高齢者施策と介護等はかなりボーダーなところもあるので、当然その中で全部やっつけていかなきゃいけないと思うんですが、1つ、今後どうなっていくのかなと思っているのが、介護保険の事業計画は当然、財政計画もあって、その中で、基本的には財は入りと出も全部ここで審議して決めていくということのようです。

ただ、一般高齢者施策はどこまで入れるかによるのですけれども、例えば老人福祉費全部だと、すごい額だし、経常的な例えば施設から何から全部入るわけですよ。そうすると、ある程度、ポイントを絞って幾つかに事業について、当然、評価と検討を加えて、例えば優先順位で、これは今の時代に合わないからこういう事業に変えていこうとかという提案をしていけば、総体としていいのかなと思うんです。

ただ、そのときにも、当然、一般会計のものについては、予算はこの管轄に入るのかどうか、そこの辺はちょっと微妙なところ。例えばこの事業とこの事業という提案はできるかもしれないけれども、ただ、それに対して、財をどうするのかというところの権限まではないということがあると思います。だから、そこら辺は工夫で、どこまでその辺についてかわりを持っていくのかというところがポイントかなというふうには思っています。

【林会長】

ありがとうございます。

石田委員。

【石田（憲）委員】

先ほど国立市が狭いという話をいただきましたけれども、やっぱり多摩地区の中では小さめの市で、その分、密集して住民の方が住まわれているので、その分、住民間の距離感を近くするのは、ほかと比べたらという話なんですけれども、少し容易なので、それを生かした高齢者福祉計画も進めて、それを国立の特色として、そういうのも

1つの手なのかなと感じました。

その上で、やはり先ほどとかぶってしまうんですけども、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一緒に考えて、1つにまとめてトータル的に考えるのがいいのではないかと感じました。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。

石田委員。

【石田（啓）委員】

私はほんとうに市民感覚で考えると、1軒の家の中におじいちゃん、おばあちゃんもいるし、子どももいるし、障がいを持っている方もいらっしゃる、認知症を持っている方もいらっしゃる、男女の差と、いろいろなことが全部、実は1軒の家であるようなことを、みんな縦割りという言い方は違うのかもしれないけれども、一つ一つの専門性を持って皆さんがやっていたらいい。それがその地域包括という言葉で代表されるように、何かもっと私たちにわかるような形で見えるようになったらいいなというのをすごく感じています。

それから、私、実際、今、在宅介護をしているのですけれども、在宅介護をしている介護者を支えてほしいというのは、ほんとうに切実に感じるんですね。それについても、少し考えていただけたらありがたいなと思っております。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。

【新田委員】

皆さん、すごい重要な話をされて、そのとおりでなと思って、1つは、木藤さんが言われる、何をきちんとやっていくか、これは非常に難しい話でございますね。

実は先日、シニアカレッジで渡邊芳樹さんというスウェーデン大使が、スウェーデンじゃもうグループホームはなくなると。彼はグループホームを創設した人で、僕も会わせていただいているんですが、グループホームはなくなって認知症の人はどこへ行ったのって。いわゆる一般高齢者住宅と一緒に生活していると。時代に合ったものって何という話を今するのですけれども、日本はグループホーム全盛期だし、これが小規模多機能にもなるし、いろいろあるんだけど、あの国においては、もうそれは過去のものになってしまったと。もちろん特養はとっくに20数年前の過去のものでございますね。

そのようなときに、こういった新しいものを何を議論していくかって、とても重要なことだと思って改めて聞いて、この時代にあってそれを見極める。それは今、石田委員が言われた、ほんとうに一人一人の家があって、それを起点として、そのこの生活を守る。そのためには何が必要なんだと。家族も守るといって、そのくらいの目線でというのが、この小さなまちの特徴ですよ。というふうに思うわけです。

もうちょっと言うと、介護保険が始まる前は、実は入っているヘルパーさんのすべて顔が見えました。すべての人の顔が見えて、もちろんそこでは特養のくにたち苑も含めて、みんなあそこで働いている人もほんとうに顔が見えて、市民と一緒にやっていたんですね。

そういう時代が介護保険になった途端に、いろいろな業者が入りました。ほとんどわからなくなりました。人の顔が見えなくなりました。入っている人たちがわからなくな

ったしという、そういうすごく介護整備がされればされるほど、我々にとっては顔が見えない。顔が見えなくなるということは、一人一人を大切にしなくなるんですね。介護プランも何か人が入るんだけど、何をやっているのって、みんなそれぞれなんですよ。

でも、そうじゃない、今、石田委員が言われたような、家族も含めてその人を支えるということをやっつけていかなきゃいけないじゃないですか。それが言われたことから、ほんとうにそこをどうやったらいいのかという、最大のテーマであると思います。そうしたら、市民も満足して、納得して、先ほど彼が言われたように、国立ブランドって、まさにそこでできるんだなというふうに思っています。

そこをやるのがすべての計画だよ。そこまでできるかどうかわからないけれども、そのくらいの計画をつくりたいなと私は思います。

【林会長】

山路委員。

【山路委員】

ちょっと木藤さんに、今の話を伺っていて、やっぱり木藤さんも元役人の人だなと改めて思ったんですが、財源は確かに一般財源から出ている一般高齢者施策について、ここで議論する筋合いがあるのかと言えば、まさにそのとおりなんですよ。

ただ、やっぱり介護保険という枠内での議論というのは、当然のことながら制約があるし、財源に陰りが出てきたということもあって、地域包括ケアでやるという全体のインフォーマルサポート、社協のやっているような取り組みも含めた、要するに法律制度以外のことの支えということを取り組んでいかないと、もう地域はもたないんだという、そういう認識で地域包括ケアは出されてきているわけですよ。

そうすると、一般高齢者施策も、我々、木藤さんも参加されて、相対的に見た場合、やっぱり従来の高齢者保健福祉委員会でやっていた議論は、自分たちがやっていたことについて、テリトリーがある自分たちの権限に基づいてやっていたことについて、相対化していなかったということを感じた。これは国立に限らず、どこもそうなんです。一般高齢者施策だけを議論していると、やっぱり客観的に見てどうなのかという、まさに今、高齢者の生活全体ということから考えて、介護保険のテリトリーと一般高齢者施策と差別はないわけです。両方とも必要なわけです。そうすると、どこかで一体化して議論することが必要だし、やっぱり介護保険で財源の制約のもとで議論していると、費用対効果から見て、一般高齢者施策、例えば長寿祝金なんていうのを見た場合に、ほんとうに我々見たときは、77歳で国立は1万円出していたんです、長寿祝金を。だけど、平均年齢以下の人たちに長寿と言って祝金を出すのが妥当なのかどうか。介護保険はぎりぎり保険料についても、1,000円、2,000円、場合によっては数百円単位でシビアな議論をしてきたわけだから、そういうのはやっぱり無駄じゃないのということで、長寿祝金だけじゃないんだけど、いろいろな見直しの提案をしたんですよ。

だから、どこかでそういうことを一本化して、全体的に、今の差し当たっては要介護の高齢者、要介護一歩手前の高齢者を支えていくために何が必要なのかという議論をしなければ、話が進まないというか、できないんですよ。その意味じゃ、木藤さんにこだわるようで申しわけないんだけど、一般財源についての我々、権限はないんだけど、それも含めて議論せざるを得ないんじゃないかということもあえて申し上げたいと思うんです。

【林会長】

木藤委員。

【木藤委員】

私は否定的に言ったんじゃないでなくて、そこも含めて検討していかなければいけないんじゃないのかなということ、そこら辺の調整が問題になるのかなということですから、前向きですから。

【林会長】

ありがとうございます。ここで議論しているこの国立市の構想とか目標とか計画の最上位にあるのは、先ほど課長からご説明があったように、基本構想というもので、これの基本理念が「人間を大切にする」ということで、これはとてもすばらしい構想だろうと思います。

そして、その次に、基本施策の体系というのがある、その1というのが、人権・平和の推進ということですから、これを一番に持ってこられたのに意味があるかどうかというのは私は知りませんが、人間を大切に、人権・平和の推進、最上位にこういう価値を置いて、いろいろな政策等々を組み立てていくというのが国立市の政策のあり方なんだろうと思います。

それで、ちょっと急に質問になってしまうのですが、事務局、先ほど説明のあった基本構想は、第4期のものですよね。資料No.17の……。

【事務局】

第5期。

【林会長】

第5期ですか。もう既につくられて、今これが平成28年、これで動き始めているということなんですね。

【事務局】

今年度からスタートしております。

【林会長】

ありがとうございます。ということは、これから私たちが来年、高齢者保健福祉計画と一体となった介護保険の事業計画、さらにはそれをもう少し、先ほどのお話だと2つくっつけばいいというだけではない、より包括的・総合的な計画になるかもしれないんですが、その一番大事になければいけない価値が、この基本構想に書かれているという考えでよろしいわけですね。

【事務局】

はい。

【林会長】

はい、ありがとうございます。

先ほどから縦割りというのがあったり、それからこの介護保険の運協や、あるいは高齢者保健福祉計画の委員会以外にも会議体が幾つかあって、ばらばらだと。それでうまく行くのかという話がございましたが、ばらばらのようで、実はばらばらでないというところがあると思うんです。それは事務方が非常にチームワークというか、同じ人が担当していたり、あるいは同じ職場の中にそういう幾つかの会議体があるわけですね。それから、新田先生も山路先生もそういう会議体の長をされていたりということで、この介護運協と人間が重なっているということで、ばらばらなようで、ばらばらでないという関係が複数の会議体の中にはあるんだと思います。

ただ、これは先ほど内藤委員から質問があったと思いますが、全然見える化されていないので、今度、いつか折を見て……。そうしないと、なかなかこの介護運協だけの委

員の方はちょっとつかみにくいだろうと思ひまして。

【新田委員】

前に出した資料があるので、それでいいんじゃないですか。

【林会長】

そうでしたね。もう1度、あれを出していただいでということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、縦割りということて言うて、私、確かにあるなと思ひんですが、この部の中では、さっき言うたように、ばらばらのようてばらばらでないという、人がいろいろ重なって動いているので、仕事をしているので、それがどこかで微妙につながっているということがあるなと思ひんですが、私、この資料17で言うて、この地域福祉計画を策定する、策定のちょっと手前ですね、評価。この地域福祉計画を評価するという会議に、介護保険運協の1人として出席してあります。1年ぐらひかけて評価をして、次に地域福祉計画が、これで見ますと、今度、第5次を策定するということになるので、その会議体に入っているのですが、地域福祉計画となると、やはり縦割りのなところが見えてくるというのは、このレベルになると、介護保険事業計画でも実はそうなのかもしれんんですが、例えば教育ですとか、移動なんていうことを考えると、交通ですとか、あとちょっとハードなまちづくりということて言うて道路とか、公園だとかということも出てきますし、そうすると、この健康福祉部でよかったでしたっけ。健康福祉部を超えた部署が地域福祉計画にかかわっているんですね。そう考えると、地域福祉計画の評価や策定の委員会が、その縦割りを超えて、うまく全体をコーディネートするようなことができるのかなというてのはちょっと心配に思ひます。

先ほど介護保険運協が、場合によっては地域包括ケアという全体を見るような役割を持つようになるなもしれんんですが、そうすると、もうそれだけで住まい等々入ってきますので、それから、さっきちょっと上げた移動のこととか、教育というても入ってきますので、介護保険関係の財源と一般財源のほうの一部だけでは済まない、絶対に他の、健康福祉部以外のところの施策についてもいろいろと目を配っていかないと、全体として不十分なものになるというふうて考え始めまして、そういう全体を見る人ってだれなんてしょうか。これがほんとうは市長さんなのかもしれませんが、そういうトップを今、一時的に失っている……。

【新田委員】

それは、先生、ちょっといいですか。

見える人って、佐藤一夫が平和と人権から何を言ったかというて、すべての市民が地域で幸せに暮らせるように、市民の命を守り抜く地域をつくるというて、これですよ。だれがそうじゃなくても、人がそうじゃなくても、そこに一つ全部言い当ててありますよ。だれど、それ以上言う必要はないと思ひます。

【林会長】

はい、ありがとうございます。既にもう明らかにされて、みんなが国立市民に伝えられている理念をそれぞれの会議体でも生かしていくということてですかね。だれか上のほうてコーディネートする人がいるということてではなく、市民、あるいはこういう会議の委員一人一人がそういう理念を共有して、取り組んでいくということてなのかもしれせん。というてなことを考えて、ちょっとほっとしました、先生。

【新田委員】

はい。

【林会長】何かほかにもしありましたら。

それでは、一応、この議題についてはこれぐらいにしまして、事務局からその他ございますか。「いいあるきネット」の何か。

それでは、事務局、お願いします。

【事務局】

済みません、事業の実施報告を1点させていただければと思います。

1つ、認知症施策の一環として、国立市のほうで認知症になっても、安心して外出できるまちを目指してということで、認知症迷い人搜索模擬訓練を今年度初めて行いました。それを称して『いいあるきネット in くにたち』というふうにしてやっております。

あえて何で『いいあるきネット in くにたち』と言うかということ、国立市では認知症の方が外に出て迷ってしまうことを徘徊とは言わず、「いいあるき」、迷ってもいい、安心できる心地よい歩きと表現して、『いいあるきネット in くにたち』。

他市のほうですと、徘徊模擬訓練って特にやっているかと思えますけれども、そういった内容のことを実施いたしました。

10月6日午後1時30分から3時という時間で、2通りのやり方で実施しました。1つは声かけの模擬訓練、人海戦術で人から人を探すと。それともう1つが、機器による搜索模擬訓練ということで、2種類の方法を実施しました。声かけの模擬訓練のほうは、3地域に絞って今回はやらせていただいております。東、西、谷保、それぞれ拠点が東福祉館、西福祉館、谷保は中平の地域防災センターを拠点として3カ所で、それぞれ認知症役の方を3人、目立つチョッキを着ていただいて地域を歩き、その方を見つけたら、まず声をかけてみるという、最初の一步の訓練を実施いたしました。この地域の参加者はトータルで111名の参加がありました。

機器のほうによる探索模擬訓練のほうは、MAMORIOという小さなタグを携帯してもらった認知症の方3人に、やはり国立駅前周辺を歩いてもらい、位置情報システムでネット等で探すということをしてしまして、拠点は大学通りの前の緑地帯にテントを張りまして、そこで機器を用いて探すという訓練を行いました。その2通りをしてしまして、参加者からは声かけの模擬訓練のほうは、やはり実際に声をかけてみるということが、非常に戸惑うことだったとか、あと声をかけたはいいんですが、次、何をしたいか、どこに連絡していいかわからなかったとか、あと住宅街を歩く模擬訓練だったので、認知症の方にちょっとゆっくり話を聞こうというふうに言われるのですが、住宅街には座るベンチが非常に少なく、どこで話していいかわからなかったとか、あと小学生のちょうど下校時も重なりましたので、小学生の子どもさんも何人か声かけの訓練に参加していただきました。

中地域のほうの機器を使ったものに関しては、金融機関ですとか、商店とか、駅の協力が得られたというところはすごくよかった。実際に5分以内で見つけることも可能だったということで、またこういったものも利用できるのではないかというような検証ができました。

今後につきましては、またこの訓練はこれに終わらせず、継続実施をしていく。それから、やはりPRのところももう少し工夫できないかということですか、今回も事前学習として、認知症サポーター養成講座をこの3地域で事前にやったんですけれども、やっぱり事前学習は必要だということで、そういった学習会をどんどんやっていくとよいと。

それから、どこに連絡をしていいかわからないというご意見もあったので、対応マニュアルの作成、皆さんが手元に持っていられるような、わかりやすいものを作成したらということですか、あと商店街さんとか、協力してくださる協力店さんも非常に多

かったので、そこに目印、ここは認知症サポーターがいますとか、協力できますという
ような目印のシールをつくって張ってもらったらどうかというような、今後のいろいろ
な方向性も出てきています。ということで、今回は在宅療養の中の実行委員会形式でや
らせていただきましたけれども、また引き続き、この取り組みを進めていって、認知症
になっても安心して外出できるまちというところに一歩ずつ近づいていきたいと思っ
ております。

【林会長】

ありがとうございました。ほかにはございませんか。事務局からは。

【事務局】

次回の運営協議会の予定なんですが、来月第3金曜日、12月16日に、場所はここ
と同じ第1・第2会議室で行う予定ですので、よろしく願いいたします。

また、皆様には開催通知のほうを送らせていただきます。よろしく願いいたします。

【林会長】

それでは、ほかにはないようでしたら、これで終わりたいと思います。どうもお疲れさ
までした。

—終了—（20：40）